

**講演 「公認会計士・監査審査会の活動状況と今後の方向性—監査法人検査を通じてみた
上場企業の課題—」**

講師 佐々木 清隆 氏（公認会計士・監査審査会事務局長兼金融庁検査局 審議官）

皆さま、こんにちは。金融庁公認会計士・監査審査会の事務局長兼検査局の審議官をしている佐々木と申します。「公認会計士・監査審査会」と聞いても、多分皆さま方一般上場企業の方は縁がなく、あまりお聞きになったことのない組織ではないかと思えます。後で話をさせていただきますが、簡単に申し上げますと監査法人の検査をしている組織です。

私は、証券取引等監視委員会の仕事を5年しました。特別調査課長という犯則調査を行う立場で2年、その後総務課長として証券取引等監視委員会の体制強化に取り組んできました。こうした証券取引等監視委員会での経験、現在の公認会計士・監査審査会での仕事、併せて金融庁の検査局、これは金融機関の検査をする組織ですが、その立場で見た上場企業の課題についてお話ししたいと思います。

今日は企業不祥事の問題が中心です。企業不祥事そのものについては、むしろ証券取引等監視委員会時代のお話が参考になるのではないかと思います。その点については、既にこの東京証券取引所でも何度か講演させていただきましたし、証券取引等監視委員会のホームページにも、当時の講演記録などがまだ残っているかと思うので、そちらも併せてご参考にしていただければと思います。今日は公認会計士・監査審査会の、監査法人の検査をする立場から見て、皆さま方上場企業の特に監査役の問題についてお話ししたいと思います。

大きく四つのアジェンダを用意しています。最初にこの図（ppt3）をご覧ください。これはまた後で何度もお話ししますが、私が現在いる公認会計士・監査審査会は「審査会」というところにあります。その下に金融庁の検査局、右の上に行くと証券取引等監視委員会があります。ブルーで示した組織が当局です。皆さま方上場企業は、この枠の中ほどにあります。上場企業を監査するのが監査法人、公認会計士です。この監査法人に対して検査を行うのが公認会計士・監査審査会です。他方、私がもう一つの仕事をしている金融庁検査局は、金融機関、銀行に対する検査をするということで下の方に矢印が出ています。

銀行・上場企業・監査法人の関係を単純化すると、皆さま方上場企業と銀行の間には融資を含めた関係があります。監査法人は、上場企業を監査します。監査法人は、銀行についても監査を行います。また、証券取引等監視委員会は、上場企業の粉飾あるいはインサイダー取引などを調査します。併せて、監査法人、公認会計士に対する調査も行います。

何を申し上げたいかという、私は金融庁検査局、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の3つの組織を経験し、今は公認会計士・監査審査会、金融庁検査局の二つを兼ねています。証券取引等監視委員会に5年いましたし、現在は公認会計士・監査審査会

と金融庁の組織を兼職しています。こういう立場を経験すると、銀行、上場企業、監査法人のつながりが非常によく見えてきます。

例えば公認会計士・監査審査会は、監査法人の検査がメインですが、その中で監査法人の個別の上場企業に対する監査を検証します。こうしたことから、上場企業についても問題を把握することが可能になります。金融庁の検査局の立場だと銀行の検査をするわけですが、その中で当然、銀行の融資先である企業の問題も把握します。併せて、銀行を監査している監査法人の問題も見えてきます。このように、上場企業、監査法人、銀行の関係の問題や、どこにどういう問題があるかといったことが非常によく見える立場にいますので、今日は、そうした観点でのお話をさせていただきたいと思います。

1. 公認会計士・監査委員会の組織

まずは、公認会計士・監査審査会がどういうものかを簡単にご紹介します。権限としては三つあります。一つは今日お話しする、監査法人に対する検査です。公認会計士、監査法人、それから日本公認会計士協会に対しても、われわれは検査する権限があります。併せて、2番目に公認会計士試験の実施、3番目に公認会計士・監査法人に対する金融庁による懲戒処分の調査・審議です。今日は、監査法人に対する検査の話を中心にさせていただきます。

公認会計士・監査審査会はまだ新しい組織で、平成16年に設置されました。現在は友杉会長、廣本常勤委員のほか、8名の非常勤の委員がおられます。この公認会計士・監査審査会の組織ですが、公認会計士・監査審査会の下に私が事務局長を務めている事務局、その中に総務試験室と審査検査室という組織が大きく二つあります。監査法人の検査をするのは審査検査室です。現在の事務局の定員は、平成22年度ベースで58名なので、極めて小世帯です。そのうち監査法人の検査を担当するのは44名で、金融庁職員以外にも、監査法人から公認会計士に多数出向してきていただいています。

2. 公認会計士・監査法人に対する審査・検査

2-1. 企業の会計不正・粉飾の増加

実際に監査法人に対する検査をどのように行っているか、少しお話しします。公認会計士・監査審査会が発足した背景には、今日のテーマでもある企業の会計不正・粉飾の増加がありました。これも日本だけの問題ではなく、2001年にアメリカにおいてエンロンが破綻し、それに関連してアーサー・アンダーセンの問題が発生します。この問題を受けて、アメリカにおいて公認会計士・監査審査会と類似の組織であるPCAOB（公開会社会計監督委員会）という、監査法人を検査する組織が設立されています。

日本においても、2005年のカネボウの粉飾、それに絡む中央青山監査法人の会計士の告発が行われます。私はちょうどこの2005年の夏にIMFでの勤務を終えてアメリカから戻ってきて、証券取引等監視委員会で担当した最初の事件がこのカネボウの粉飾でした。証券

取引等監視委員会時代にも何度も申し上げましたが、カネボウの粉飾は既に判決も確定しており、後で申し上げるような不公正ファイナンスや、手の込んだ粉飾とはやや違う、ある意味で単純な粉飾でしたが、この事件に大きな意味があったのは、中央青山監査法人の会計士が共犯として告発されたことです。ご存じのとおり、これがきっかけとなって、中央青山監査法人は消滅することになります。

この問題に続いて、同様に証券取引等監視委員会で担当した2006年のライブドア、ホリエモンの事件です。その後もいろいろな粉飾が相次ぎます。公認会計士・監査審査会が設立されたのは2005年の1年前、2004年でした。アメリカにおけるPCAOBの設立といった流れの中で、世界的に監査に対する監督・検査を強化しようということが背景にあります。

この間、伝統的な粉飾に加え、いわゆる不公正ファイナンスが増加しました。これは今日のテーマではないのでお話ししませんが、何度も申し上げているとおり、特にリーマンショック後から、「不公正ファイナンス」とわれわれは呼んでいます。いわゆる第三者割当増資を悪用するような、複雑な証券犯罪が極めて増えました。その中で、これも何度も申し上げているので少し古い話かもしれませんが、最近も少し話題になっている、英領バージン諸島にあるPOBox957を割当先とする第三者割当増資といったものがかなり増えたわけです。日本においても、こうした企業会計不正が依然として後を絶たないのが現在の状況かと思えます。

2-2. 会計不正・粉飾と監査対応

こうした会計不正・粉飾に対していつも問題になるのは、監査法人は何をやっていたかということです。昨今のオリンパスや大王製紙の問題に関連しても、担当していた監査法人の問題が指摘されています。

こうした従来からの会計不正に対応して、監査業界においても、例えば監査基準が改定・強化されてきています。会計不正を予防する、あるいは財務情報の信頼性を強化する上で、さまざまな監査の基準が強化されてきています。また、監査法人自身の審査機能といっていますが、監査法人が行う個別の監査を中でチェックするという、監査法人自身の自己規律の機能も強化されてきています。1999年からは、日本公認会計士協会による品質管理レビューが導入されています。これは簡単にいうと、日本公認会計士協会が原則として3年に1度、監査法人のレビューを行います。監査法人がどういう監査をしたか、どういう品質管理をしているかということを、日本公認会計士協会が監査法人の自主規制機関としてレビューを行うというものです。こうした自主規制機能に加えて、2004年に、公認会計士・監査審査会が法的な監視を行うという立場で設立されています。

2-3. 「品質管理レビュー」に対する審査及び検査

今申し上げたことを図にしました (ppt12)。少し複雑かもしれませんが、右上の公認会計士・監査審査会、すなわちわれわれが検査をします。その検査の対象として、右下の監

査法人、それからその監査法人の監査先である被監査会社、上場企業に対する検査権限があります。ただ、こうした検査は、先ほど申し上げた日本公認会計士協会が監査法人に対して3年に1度行う品質管理レビューを前提としています。協会の自主規制を尊重し、その協会レビューの結果を踏まえて、われわれが個別の監査法人の検査をするという建て付けになっています。

例えば金融庁の検査局が金融機関の検査をする際に、金融業界の場合は自主規制団体がありませんが、全国銀行協会なり日本証券業協会なり、特に日本証券業協会の持っているような自主規制を前提にすることは、われわれはしていません。検査局として必要があると思えば、どこの銀行に対しても検査が行われるわけですが、監査法人の場合には、日本公認会計士協会によるレビューを前提として、われわれ公認会計士・監査審査会が検査をするという、自主規制を尊重する建て付けになっています。

こうした検査の結果、問題が把握されると、公認会計士・監査審査会として金融庁に対して処分の勧告をします。実際に監査法人に対して業務改善指示、懲戒処分などの処分を行うのは金融庁です。

2-4. 審査・検査の目的、プロセス

われわれ公認会計士・監査審査会の検査の目的は、今申し上げたとおり、日本公認会計士協会による自主規制、監査法人に対する品質管理レビューを前提に、われわれ公認会計士・監査審査会が検査をするという二重チェックです。その検査の中では、個別の監査事務所に対する監査業務が適切かどうかを検証しています。併せて、協会自体の自主規制が適切かどうか、実効性があるかどうか、すなわち協会の品質管理レビューの実効性の検証も行うこととしています。

審査・検査のプロセスですが、先ほど来申し上げているとおり、まず日本公認会計士協会からの品質管理レビューの報告を受けます。後で申し上げますが、定期的に報告を受理してその内容を精査し、協会のレビューが適切かどうか、さらに協会レビューの中で問題とされている監査法人、監査事務所の監査業務が適切かどうかといったことを検討します。それを踏まえて、個別の監査法人に対する検査を実施します。その結果問題があれば、金融庁に対する処分の勧告を行うということは、先ほど申し上げたとおりです。

2-5. 審査・検査の基本方針

検査に関しましては毎年基本方針を公表していて、現在のものは昨年3月に公表しています。現在この4月から始まる新年度に向けて、平成24年度の基本計画を作成中ですが、現在あるのは昨年3月に改定・公表したものです。

われわれの検査の目標は、日本公認会計士協会の品質管理レビューの一層の機能の向上、さらに個別の監査事務所の監査業務の適正な運営の確保です。ただ、個別の監査法人が皆さま方上場企業に個別に出している監査意見そのものの適否を、直接の主眼とはしていま

せん。監査意見そのものの適否は、まさに監査法人の責任です。ただ、その監査法人がそうした監査意見を出すに当たって監査法人としての内部統制ができているかどうかを、われわれの検査で検証するということです。

昨年公表した監査・検査の計画では、大規模監査法人への検査と、中小規模監査事務所の二つに大別しています。大規模監査法人とは、具体的には監査対象上場企業が100社以上、または常勤監査実施者1000名以上の法人です。これは簡単に申し上げると、大手四法人になります。四大法人については原則実施と書いていますが、大手の監査法人については日本公認会計士協会のレビューが3年に1度ではなくて2年に1度行われています。従って、その協会のレビューを踏まえて、われわれも大手監査法人については原則2年に1度検査を行います。それ以外にも大手監査法人に続く、いわゆる準大手の監査法人について検査を実施します。

他方、中小規模の監査法人は多数あります。皆さま方の上場企業も、いろいろな監査法人をお使いだと思います。中小規模の監査法人については特有の問題があります。特に、監査契約の締結、あるいは業務管理体制の整備、品質管理レビューで協会から指摘された事項への改善の取り組みなどを検証することとしています。この点も現在の方針の中で、あらためて検討を進めています。いずれにしても大手の監査法人は2年に1度検査するということです。

今日は監査役の方がいらっしゃっていると思いますが、われわれ公認会計士・監査審査会の検査が皆さま方がお使いの監査法人について2年に1度、あるいは数年に1度行われているということは、初めてお聞きになった方が多いのではないかと思います。どういう検査が行われているか、ぜひ関心を持っていただきたいと思います。私から直接個別の監査法人の検査結果を申し上げるわけにはいきませんが、皆さま方がお使いになっている監査法人は、われわれの検査の対象としていろいろなことを指摘されているはずで、この点はまた後で申し上げます。

2-6. 審査・検査の実施状況

実際にどういう検査の実施状況かということを表にしています (ppt18)。審査に際しては、日本公認会計士協会からのレビューの件数を踏まえて、われわれがどの程度検査するかを決めていますが、日本公認会計士協会からのレビュー結果として100件前後が上がってきます。その上で検査するのは、平成22年度で9件でした。多いときでも16件です。先ほど申し上げたとおり、検査の担当者は40名強で、多いときでは一つの検査に10名以上の検査官を投入するので、3~4チームで四半期ごとに検査をします。

これから4月以降は3月決算を踏まえて監査法人も非常に多忙になるので、われわれの検査は4月から6月については基本的には行っていません。そうすると、実際に検査ができるのは、8月から4月上旬ぐらいまでの3クォーターです。そうすると、4チームとしても年間12件、法人の規模によっては3チームしか組めないこともあるので、年間9~10件

と、決して多くはありません。残念ながらまだまだリソースが足りないという状況です。

2-7. 金融庁長官への勧告

こうした検査で問題が把握された場合、金融庁長官に対する行政処分の勧告を行っています。今年は2月にロイヤル監査法人について処分の勧告をしていますが、大体年間1~2件です。先ほど申し上げたとおり年間10件前後の検査をして、そのうち1~2件が処分勧告となるということです。処分勧告をするということは、それだけ深刻な問題があったということなので、この処分の勧告については公認会計士・監査審査会のホームページにも掲載していますし、金融庁の処分内容についても公表されており、皆さま方も知ることができます。

他方、これが後での問題になりますが、年間9~10件の検査のうち、処分勧告という形で公表されるのは年間1~2件ですから、残りの8~9件はどうなのでしょう。処分勧告をするほどの深刻な内容の問題ではありませんが、それなりに問題があります。公表・勧告する程度の問題ではないということですが、全く問題がなかったわけではありません。

深刻ではないけれどもそれなりの問題については、われわれとして公表する程度のものではないと考えて公表していませんが、これについて監査法人とその監査先の企業の間でどのようなコミュニケーションが行われるのかということが今日のお話のテーマです。先ほども申し上げたとおり、皆さま方が自らお使いの監査法人、特に監査役の方、あるいは取締役会も含めて、監査法人の監査にどれだけ関心をお持ちになっているのでしょうか。監査報酬については当然関心をお持ちだろうと思いますが、監査のクオリティについては、どれだけ監査役が検証し、取締役会で議論されているのでしょうか。これが今日のお話のテーマです。

3. 監査法人検査を通じてみたコーポレートガバナンスの問題

3-1. 監査法人による監査対応の問題

われわれの検査は、原則として、あくまでも監査法人までです。ただ、監査法人の検査を通じて見ていると、その監査法人が監査している企業のコーポレートガバナンスの問題が見えてきます。併せて、今度は検査局の立場で金融機関の検査を通じて見ていると、その取引先、融資先の企業のコーポレートガバナンスの問題も見えてきます。これらを両方合わせると、非常によく見えてくるのです。

まず、監査法人自身の問題のお話をします。皆さま方もいろいろな監査法人をお使いだろうと思いますが、一つ問題なのは小規模の監査法人です。現在の制度では、監査法人の設立は届出制となっています。会計士が5名集まれば監査法人が設立できます。5名で設立して届出だけの規制になっています。ただ、会計士5名といっても、実際に監査をしているとは限りません。ご存じのとおり、公認会計士の資格で、税理士業務やコンサルティング業務など、さまざまな業務ができます。従って、会計士が5名いるときに、実際に監

査業務をしているのは、例えば1人のリソースが0.1でしかない場合、すなわち $5 \times 0.1 = 0.5$ の監査リソースしかないような場合であっても、現在では5名が集まって、監査法人が設立できるという問題があります。

こうした小規模の監査法人であるにもかかわらず、東証を含めた上場企業の監査をしているケースがあります。してはいけないとは言いません。あるいはするなと禁止することもできませんが、上場企業の監査をするということは、それなりのリソース、技術、能力が必要になります。5名の会計士で、しかも5名のうち実際に監査の業務をしているのは0.5でしかないような監査法人に、上場企業の監査ができるのでしょうか。われわれの検査を通じて、小規模の監査法人が、上場企業を1社どころか数社担当しているケースがあります。これは非常に疑問を持つ事例です。

2番目に、監査法人の交代および新設監査法人の問題があります。これは証券取引等監視委員会の時代から申し上げてきていますが、監査法人の交代には、監査報酬の問題や監査法人の統合の問題など、いろいろな理由があります。監査法人の交代が直ちにいけないとは言いませんが、特に証券取引等監視委員会の立場、あるいは公認会計士・監査審査会の立場からしますと、監査法人の交代にはやはり何かがあると思わざるを得ないと思っています。当然、これはディスクロージャーの対象になっています。ディスクロージャー資料を見ると、大体「任期の満了により」などと書かれていますが、われわれはそれが必ずしも本当だとは思っていません。監査法人の交代については極めて注意深く、どこからどこに代わったのか、さらにはどの監査法人の誰から誰に代わったのかといったところをフォローしています。

先ほど申し上げたとおり、小規模の監査法人は5名集まれば簡単にできます。現在われわれが問題意識を持っているのは、例えばわれわれが検査して金融庁が処分した監査法人が、処分を受けて解散しますが、その監査法人の人間がすぐにまた集まって、別の名前で監査法人をつくるケースが頻発しています。イタチごっこです。ただ、こうした監査法人の交代あるいは新設監査法人で、誰がどこに行ったのかということについては公認会計士・監査審査会、証券取引等監視委員会ともに注意深く見えています。

先般「日経ヴェリタス」のインタビュー記事に書かれてましたが、特定の個人の会計士、あるいは特定の監査法人については注意深くフォローしています。いわゆる「駆け込み寺」監査法人です。まともな監査法人が引き受けてくれない企業が駆け込む監査法人、あるいは特定の会計士がいます。こうした問題が見られるのです。

以上二つは小規模・新設の監査法人に共通の問題ですが、では、大手監査法人には問題がないのかというと、必ずしもそうではないと思っています。特に最近の幾つかのわれわれの検査、あるいは金融庁検査局の検査を通じて見ても、大手監査法人の地方事務所の問題があるのではないかと思います。ご存じのとおり、大手四大法人は全国に事務所がありますが、その地方事務所は、最初から大手法人のメンバーであったわけでは必ずしもありません。この数年あまりに、もともといらっしやった地方の会計士が大手法人のフ

ランチャイズになっていくという形で大手法人の一部になってきています。ただ、例えばスキルや監査の質を見ますと、本部なり都市部なりの監査と差があるという実態が見られます。こうした点は大手法人も十分認識されていて、地方の事務所の品質管理、クオリティコントロールに力を入れておられると思いますが、この点はまだ差があるという事実もあります。

さらに全般として、「不十分な職業的懐疑心」という言葉を監査の世界、会計士の世界ではよく使いますが、やはりプロフェッショナルとして持つべき疑いが不十分である場合があります。どの程度持つかということになるとケースバイケースになりますが、やはり相手の企業のリスクプロファイル、トラックレコード、マーケットの状況などをいろいろ踏まえて、より注意すべきにもかかわらず、そうした注意が払われていないといった問題が見られているということです。

以上が監査法人における問題ですが、こうした問題についても、皆さま方上場企業の立場でどこまで認識されているのでしょうか。私が証券取引等監視委員会の立場で見ている、監査報酬についてはご関心があると思いますが、監査のクオリティについてどこまで関心をお持ちになっているのかは疑問です。

3-2. 監査の品質管理に関する検査指摘事例

監査の問題については、今申し上げたことを含めて「指摘事例集」を公表しています。公認会計士・監査審査会として、直近のものは昨年7月に公表しています。われわれの検査を通じて把握された監査の問題を公表しており、公認会計士・監査審査会のウェブからも入手可能です。

いろいろな項目がありますが、特に共通して多く見られる項目は、「監査契約の締結・更新」です。先ほどの監査法人の交代とも関係します。それから「監査業務の実施」、つまり個別の監査業務上どのような問題があったかということです。それから「監査業務の審査」、すなわち個別監査法人の中でどの程度監査業務のクオリティコントロールが行われているかです。それから「品質管理システムの監視」です。

この指摘事例集は個別の検査の結果を基にはしていますが、どの監査法人かは書いていません。やはり差し障りがあるので固有名詞は書いていませんが、われわれの検査を通じて見られる監査法人の問題について網羅的に書いてありますので、監査法人の課題、現状でどういうことが問題かということを確認いただく上で、非常に役に立つと思います。こういう事例集があるということも、皆さま方上場企業、あるいは監査役の方はご存じなかったのではないのでしょうか。ぜひご覧いただきたいと思います。

3-3. 監査先企業のガバナンスの問題

続いて、今日の一番中心の課題に入っていきます。われわれは監査法人の検査を通じて、監査先の企業のガバナンスの問題も認識しています。具体的には監査人と監査先の監査役

のコミュニケーション問題です。これは大きく二つに分けることができます。

一つは、監査人が監査先企業における問題を把握した場合に、監査役に通報するという問題です。これは先般のオリンパスなどでも問題になったところですが、皆さま方の企業において監査法人が監査をしている中で、取締役の不正なり内部不正を発見した場合に、公認会計士・監査法人がどう対応するかという問題です。もう一つ大きな問題、ぜひ認識していただきたい問題は、監査人の職務遂行に関する監査役と、監査人のコミュニケーションの問題です。二つに分けてお話ししたいと思います。

監査先企業、つまり皆さま方の企業において、監査法人が問題を把握した場合の監査役への通報について、これはご承知だと思いますが一番オーソドックスなパターンです。会社法第 397 条においては、監査法人が監査において発見した監査役の職務遂行との関連で重要な情報、事項、例えば内部統制上重大な欠陥があることや、取締役の不正・違法行為を監査人（公認会計士）が発見した場合は、監査人と監査役はコミュニケーションを取る必要があると書かれています。

併せて、金商法（金融商品取引法）第 193 条の 3 では、監査法人は、監査先企業において法令違反等の事実を発見した場合には、監査先企業に対して適切な措置をとるよう通知する義務を負っており、監査先企業において適切な措置がとられず、財務諸表に重大な影響を及ぼすおそれがあり、その影響を防止する必要があると認められる場合には、金融庁長官に対して申し出るという制度が導入されています。この点について現在日本公認会計士協会は、金商法第 193 条の 3 を実際に運用する上での監査人としての手続きなどを明確化するためのガイドライン、指針を作成し、先般 1 月に公表して、パブリックコメントが既に締め切られたところだと思います。

いずれにしても、これは監査法人が皆さま方企業において不正を発見した場合に、まず監査役に通報し、監査役に通報しても意味がない場合には、さらに金融庁長官に申し出るという制度的な枠組みです。これは今までもいろいろなところで議論されてきていますし、多くの方はご存じだと思います。現状まだまだ実効性の上で課題がありますが、かなり認知度は高い分野だと思います。

他方、監査人の職務遂行に関する監査役と監査人のコミュニケーションについては、残念ながらまだまだ認知度が低い、あるいは実効性が伴っていないということが、われわれの検査を通じて分かっています。これから申し上げる問題は、簡単にいいますと、監査法人がどういう監査をしているかということ監査役はちゃんと知っているのかということです。あるいは監査法人は、自分がどういう監査をしているかということ監査役にちゃんと説明しているのかという問題です。企業側の問題ではなく、監査法人側の問題について、どの程度、監査法人と監査役の間でコミュニケーションが取られているかということです。

この点の議論は私もいろいろ調べましたが、監査役協会でも一部ガイドラインを出されてはいますが、現状、実効性は低いと言わざるを得ない状況です。何と、制度としては随分

前から、金商法第 193 条の 3 などという話ではなく、もっと昔から二つの制度があるので

す。

一つは会社計算規則第 127 条第 4 号です。ここでの主語は「監査役」です。条文には「監査役は、監査人の適正な職務遂行を確保するための体制に関する事項を内容とする報告書を作成する義務」とありますが、難しいので簡単に申し上げると、監査役は監査報告書を作ります。その内容としては、監査人がどういう職務をしているのか、監査人がどういう監査をしているのか。法律の文言では「監査人の適正な職務遂行を確保するための体制」と書いてありますが、もっと分かりやすくいうと、監査法人内部での内部統制、監査人がどういう監査をしているのか、そしてその監査について適正に行われているのかどうかをチェックする、監査法人としての内部統制をきちんと調べ、認識した上で監査報告書を作りなさいということです。

これはルールとして会社計算規則で明記されていますし、監査役協会が出している監査役向けのいろいろな手引にも書かれています。しかし、今日お越しの監査役の方は、どこまでこの監査人の監査、あるいは監査法人の内部統制について認識して、検証した上で監査報告書をお作りになっているのでしょうか。われわれが監査法人の検査を通じて見る限りでは、監査役と監査法人の間のコミュニケーションは極めて乏しいと言わざるを得ない状況です。これは一つには、監査役側の問題です。監査役が、どういう監査法人が監査をやっているか理解しないままに監査報告書を作っているということです。極端な言い方をすれば、これは監査役の善管注意義務違反、職務懈怠に当たる可能性もあります。これが一つ、監査役側の問題です。

二つ目の制度が、会社計算規則第 131 条第 1 号、第 3 号です。これを見ていただくと、今度は主語が監査人です。「監査人は、独立性、監査人の適正な職務遂行を確保する体制に関するその他の事項を、監査役に通知する義務」があります。つまり、監査人はどういう監査をしたかを通知する義務があるのです。

さらにいうと、例えばわれわれ公認会計士・監査審査会が検査して、その結果重大な問題があれば処分の勧告をします。これは公表されるので、皆さま方もご覧いただくことができます。しかし、そうでないケースが大半です。そこまで重大な問題はないけれども、検査結果通知の中には、こういう点が問題だといろいろ書いてあります。そういったことを含めて、われわれの検査を受けた監査法人は、皆さま方企業の監査役に通知する義務があるのです。あるにもかかわらず、これも検査で検証していると、ほとんどのケースで監査法人からの上場企業監査役に対するこの通知は行われていません。

通知が行われている珍しい事例もありました。具体的には「当監査法人は、公認会計士・監査審査会の検査を受けました。しかしながら重大な問題は指摘されませんでした」と書かれていました。問題は指摘していますが、「重大な問題は」ということで、その通知には記載はありません。このケースでは、その監査法人が監査先企業に通知しているというだけ、まだましな方だと思っています。ほとんどのケースでは通知がされていません。

先ほど申し上げましたとおり、四大監査法人については、われわれは2年に1度、検査をしています。中小監査法人になるとそこまでの頻度ではありません。皆さま方上場企業は大手の監査法人をお使いのところが多いと思いますが、それも含めて監査役の方が、監査法人がどういう監査をしたか、例えば今申し上げた公認会計士・監査審査会の検査を受けてどういう内容かということについての通知を受け取っているでしょうか。恐らくほとんどないと思います。従って、監査法人の側もこの義務を果たしていないということです。

それから、先ほど申し上げましたように、監査役も監査法人の監査に無関心です。簡単に申し上げると、両方向でコミュニケーションを取れということが制度上は随分前からあるにもかかわらず、監査人と監査役の間でのコミュニケーションが不十分だということが、われわれの検査を通じて分かってきています。監査法人に問題があるケースであれば、われわれは監査法人に対してそれを問題提起しますが、監査法人の監査先、一般企業、上場企業はわれわれの直接の検査対象ではないので、残念ながらこういう義務を果たしてくださいと検査で申し上げるわけにもいきませんが、現状はこういうことです。

では、なぜコミュニケーションが不十分になっているのかといろいろ聞いていくと、まず監査法人からすると、監査役に対して、例えばわれわれの公認会計士・監査審査会の検査を受けて、これができていない、あれができていないと企業側の監査役に言うインセンティブがありません。だからこういう制度を入れているわけです。

一方で監査役は、監査法人の監査や監査人に対して関心がなかったり、理解が不足していたりします。監査報酬については非常にご関心があると思いますが、一体どういう監査をしているのか、あるいは公認会計士・監査審査会からどういう指摘を受けているのかといった点について、皆さま方はこういうことが行われていることすら今までご存じなかったと思います。こうした理解の不足が原因となって、不十分なコミュニケーションになっているということです。

こういう話を先般ある場所でしたところ、ある企業の監査役が質問されまして「おっしゃるとおりです」と。少し失礼ですがその方が言ったとおりに言うと「うちの会社は、工場長だった人間が取締役になりそこねて監査役になっているような会社です。監査役が会計士と議論ができるような、専門的な財務や経理の知識はありません。これが実態です」とおっしゃっていました。それから、別の方とお話していたのですが、監査役の方は特にそうですけれども、監査法人と年に何回、実質的な議論をされるのでしょうか。現在四半期開示になっているわけですから、最低年4回は監査人と監査役の方は議論が行われてしかるべきだと思います。しかし、正確には覚えていませんが、年4回会うところが全体の上場企業の半分ぐらいだという統計を目にしたことがあります。あるいは年2回しか会わないケースもあると聞いていますし、年4回会っていてもほとんど茶飲み話で終わっているということも聞いています。監査役の方には、監査報酬の問題だけではなくて、どういふ監査を行っているのか、監査法人の監査にもぜひ関心を持ってください。

併せて取締役の方にも申し上げたいと思いますが、現状の会社法では監査法人の選任、

監査報酬決定権は取締役会にあります。その取締役会のメンバーの方々は、監査法人がどういう監査をしたか、これを監査役が検証したかどうかを含めてきちんと議論されているのでしょうか。監査報酬だけ議論しておられるのではないのでしょうか。

この点をご存じのとおり、現在、会社法の改正作業が進んでいます。年末に出された中間試案の中にも、監査法人の選任と監査報酬決定権を取締役会から監査役会に移すという案も出されています。私はこの改正について今コメントすることは控えますが、仮に監査役会に監査法人の選任権、監査報酬決定権が移されることになるのであれば、監査役は監査法人がどういう監査をしているか知る必要があります出てくるのではないのでしょうか。こういったことなしに監査役に決定権を移すだけで、本当に実効性が上がるのかどうかという論点があるのではないかと考えています。いずれにしてもこの点は、来月もまた日本監査役協会でお話をする機会をいただくので申し上げます。

脅かすわけではありませんが、皆さま方はこれから3月末決算を迎えるところが多いと思います。その決算を踏まえて、監査役と監査法人のコミュニケーションがまさにこれから行われる時期であると思います。そこでどういふ議論が行われるのか、私は今日、義務があると申し上げました。法律上の建て付けを申し上げました。これを実効性のある形で行わないことになると、監査役、ひいては取締役の善管注意義務違反の訴訟のリスクがあるのではないかと問題提起させていただきます。この点、十分ご認識いただければと思います。

4. 最近の取り組みと課題

最後に、公認会計士・監査審査会としての最近の取り組みについて少し触れたいと思います。今日は監査法人の検査のお話を中心にしてきましたが、先ほどもご紹介したとおり、わずか3~4チームの検査チームで、年間10件前後の検査です。まだまだ検査態勢については質・量両面での強化が必要であると考えています。ただ、われわれも政府組織なので、国家公務員の定員の問題等含めて、なかなか難しい、厳しい状況です。

それから、われわれは検査をする前に、監査法人についての問題の事前分析・リスクアセスメントの強化を現在行っています。日本公認会計士協会からいただく情報だけではなく、証券取引等監視委員会、あるいは金融庁の検査局も含めた他組織、東京証券取引所、大阪証券取引所を含めた証券取引所との意見交換などを通じて、監査法人のどこに問題があるのか、どの監査法人にどういふ問題があるのかを事前に分析するアセスメントを強化しています。

さらに、先ほど大手の監査法人と中小の監査法人に分けてご説明しましたが、大手の監査法人については2年に1度検査していることもあり、既に公認会計士・監査審査会の発足以降2巡目、3巡目の検査になってきています。そうすると、基本的な問題はそれほど多くなく、むしろ問題のリスクの高いところに重点を置いた、めりはりのある検査を実施していくことを現在考えています。

また、先ほども少しご紹介した検査結果を踏まえた分析を基に、今日のような機会を通じてさまざまな情報発信をしていきたいと考えています。その上で、今日のような機会を含めて、現在、関係機関との連携強化を図っています。日本公認会計士協会はもちろんのこと、金融庁・証券取引等監視委員会、証券取引所、あるいは日本監査役協会、日本取締役協会など、ガバナンスの上でさまざまな役割を持つ当事者と意見交換、連携を強化しています。

さらに、今日もご紹介しましたが、われわれの個別の検査の結果をそのまま出すことはできませんが、個別の検査の結果を踏まえて、皆さま方監査先企業に関する情報、監査役と監査法人のコミュニケーションが足りないのではないかといった問題、あるいは制度上の問題を分析して、関係機関に問題提起していきます。こういう情報発信、連携を強化していきたいと考えています。

以上、非常に早足で申し上げました。公認会計士・監査審査会のことは今日初めてお聞きになるような方が多いと思いますが、こういった活動をしています。従って、皆さま方監査役あるいは上場企業としては、もちろん自ら内部統制を強化していただく、不正を防止していただく役割が一番ですが、併せて監査法人の監査を通じて、先ほどのような問題をわれわれは認識しています。ガバナンス強化、不正の未然防止の上でも、監査役、監査法人、あるいは取締役を含めて、監査の在り方についてぜひ関心を持って、うまく連携を図っていただきたいと思います。

予定された時間がほぼまいりました。短時間でしたが、ご清聴ありがとうございました。